

まんのう町クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)募集要項

1 目的

本要項は、気候変動適応法(平成30年法律第50号)第21条の規定に基づき、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的に、市民等が暑さをしのぐ避難場所として開放する指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」という。)の指定に関し、施設の募集について必要な事項を定めるものとする。

2 クーリングシェルター指定の要件

町内に所在する施設で、以下の要件を満たすものと施設とする。

- (1)冷房設備を有すること。
- (2)香川県に熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、当該施設を町民等に開放することができること。
- (3)町民等の滞在のために開放する部分について、利用者一人一人が適度な距離で過ごせる空間を確保すること。
- (4)開放する施設名、所在地、日時、受入れ人数を町のホームページ等で公表することに同意できること。
- (5)当該施設の出入口等、見やすい場所へ町指定のクーリングシェルターである旨を表示したポスター等(町から提供したもの)が掲示できること。
- (6)町と「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書」(以下「協定書」という。)を締結し、その内容を履行できること。

3 運用期間

熱中症特別警戒アラート発表期間(4月第4水曜日～10月第4水曜日)

ただし、令和6年度の運用開始日は、協定締結日とします。

なお、運用することができる日及び時間などは、各施設の実情に応じます。

4 応募方法

応募様式に必要事項をご記入の上、持参又は郵送で以下の提出先にご提出ください。

まんのう町役場 健康増進課 (かりん健康センター)

住所:〒766-0015 仲多度郡まんのう町長尾 501 番地1

電話番号:0877-73-0126

5 募集期間

随時受付

6 提出後の流れ

応募様式提出後の流れは以下のとおりです。

- ①町と施設管理者で協定内容の協議
- ②協定の締結、啓発用ポスターの送付
- ③クーリングシェルター施設情報の公表(町ウェブサイト等)

7 協定の有効期間

協定に定める有効期間満了の1か月前までに協定の更新をしない旨の申し出がない場合には、協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

8 その他

- (1)公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、町が不適當と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されないことがあります。また、指定された後も、町が不適當と認める場合は、指定を取り消すことがあります。
- (2)クーリングシェルターの施設整備に要する経費などについて、町による財政的な支援はありません。
- (3)飲料水などの熱中症対策物品について、町からの配付や補助は行いません。